

Rotary Club of Satte Chuo



世界に希望を生み出そう

国際ロータリー会長

ゴードンR、マッキナリー氏

2023-2024年度RIテーマ

CREATE HOPE in the WORLD

会長 石橋 久充

事務所；埼玉県幸手市南2-6-20 G-Five内

幹事 金子 桐絵

〒340-0156 TEL & FAX 0480-44-0056

例会日；火曜日19：30～20：30

例会場；G-Five 1階会議室

第2770地区 ガバナー

2024年 1月23日 火曜日

梨本 松男氏(幸手RC)

第1155回例会

No.20

[開会]

[開会点鐘]

[ロータリーソング斉唱]

我らの生業

[四つのテスト唱和]

[ビジター紹介]

米山記念奨学生

周 芷煊さん



青少年交換学生

エロア君



[会長挨拶] 石橋 久充会長

長谷川さんお久しぶりです。

今日は卓話よろしくお祈いします。

電子帳簿保存法、インボイス制度と 2 大法改正が有りましたので今日は勉強させて頂きます。

一昨日、池田さんと上尾市コミュニティセンターに神田あおいさんの講談を聴きに行ってきた。

2/13 の講談例会が楽しみです。

また三遊亭楽生さんも出演していました。今度 2/9 にホテルグリーンコアで法人会の新春寄席がありますのでこちらも楽しみです。

1/30 には賀詞交歓会が有りますので皆さんご協力お願いします。

[幹事報告] 大橋 秀樹副幹事

皆様、こんばんは。本日は金子幹事がお休みですので、代わりに幹事報



告をいたします。

- ・幸手市商工会より、幸手商工会だよりが届いています。
- ・幸手市観光協会より、第 1 回理事会資料が届いています。

- ・川口モーニングロータリークラブより、アイメイト(盲導犬)チャリティゴルフ大会のご案内が届いています。

日時；2024年4月8日(月)

場所；プレステージカントリークラブ

登録締切；2024年2月末日

- ・日本骨髄バンクより、広報誌「骨髄バンクニュース第63号」が届いています。

- ・第 7 グループIM記念親睦チャリティーゴルフ大会のご案内が届いてます。

期日；2024年3月27日(水)

場所；プレステージカントリークラブ

登録締切；3月10日(日)

- ・姉妹地区友好交流団(会長交流会)のご案内が届いています。

日時；3月7日(木)19:00～

場所；大宮パレスホテル

以上です。

[本日の例会] 会員卓話例会

長谷川良則会員

みなさん、こんばんは。久しぶりの登場です。今日は、皆さんに安心してもらうためにやってまいりました。

今テレビを見ていると盛んに令和 6 年 1 月からの新電子帳簿保存法に関連した内容で対象者が全員と思われるところがあります。

中身は大きく分けると 3 つあります。その中で以前か



ら電子帳簿保存法がありました。電子帳簿保存というところとスキャナ保存はありましたが、新たに電子帳簿取引のデータ保存が加わりました。実は、これが一番厄介なだけです。スキャナ保存は強制適用ではありません。納税者の皆さんがやりたくなければやらないでも構いません。ところが、どうしてもやらなければならないのが、

電子帳簿保存法の内容が改正されました ～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要～

Q:「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をい、3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります）。

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正による主な改正事項については、次ページ以降でご説明します。

令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の [電子帳簿等保存制度特設サイト](#) をご確認ください。

詳しくは、 で

こちらからも特設サイトにアクセスできます



国税庁
(法人番号 7000012050002)

令和5年4月 1

赤い資料 Q:「電子帳簿保存制度」とは、どのような制度ですか？の③です。電子取引データ保存は強制適用です。電子データでやり取りした場合は、電子データを保存しなければなりません。加工が出来ません。当初は大変厳しいものでしたが、改正改正でいろいろな団体からの要望を受けて、令和6年1月から緩和措置が取られています。（中略）



① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

【見直し前】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）

【見直し後】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）

③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、資金台帳（所得税のみ）
売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

Q:「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか？

A: 一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

① 訂正削除履歴の保存、② 帳簿間の相互関連性 ③ 日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です（あらかじめ届出書を提出している必要があります）。

② スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

(1) 解像度・階調・大きさにに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさにに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度（200dpi以上）や階調（原則としてカラー画像）などの要件自体に変更はありません。

(2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました（電子取引データ保存についても同様です）。

(3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類（契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類）」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類（見積書・注文書等納品書の写しのように、資金や物の流れに直結・連動しない書類）」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

(1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間(2課税年度前)の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

(2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

（参考） 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データは「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

(3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくこととされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です）。

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

緑の資料は、

システム導入が
難しくても
大丈夫!!

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月からはどうすればいいんだろう。**

以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。

仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK

【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。

不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。

その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね!

真実性
OK

そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する**必要があるのね。

そのとおりです。電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 裏面へ

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。

(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。

- (1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。

はい。ほかに、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

- (2) 税務調査等の際に、
 - 電子取引データのダウンロードの求め
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め
 にそれぞれ応じることができるようにしている場合

電子取引データを消さずに保存しつつ、**税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるようにしておけばいい**のか。

そのとおりです。ご対応をよろしくお願いします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。

※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは?

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿保存制度特設サイト」に掲載しています。

こちらから特設
サイトにアクセス
できます



(法人の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■(クラウドサービス)を利用した請求書等の授受
- 四

記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報

七 ▲▲

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 ○○部△△課 課長 XXXX
- 二 処理責任者 ○○部△△課 係長 XXXX

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(個人事業者の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由(正当な理由がある場合に限る。)によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。
以上。

最終着地点は、インボイスの電子化です。

これからはデジタルの時代となります。データは消さない。心配な時は、新しいホルダーを作り、そちらに全てのデータを動かしておく。

まだまだ、実際には柔軟な対応をすると国税庁の方でも約束してくれていますので、今から慣れるということをやっていただければと思います。

国税庁のホームページには、

70項目ほどのQ&Aが出ていますので、興味のあるところを読んでいただければと思います。

新しい時代の税務調査に向けてということでご理解い

ただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

[出席報告]

	会員数	出席免除	出席者数	MU	出席者数計	出席率
本日の例会	18	5	9	4	13	100.00%
前回の例会	18	5	10	2	12	92.31%
前々回の例会	18	5	13	0	13	100.00%

[スマイルボックス報告]

●長谷川良則会員

お久しぶりです。初孫が誕生しました。

卓話をお聞きいただきありがとうございます。

●石橋久充会員

長谷川さん、卓話ありがとうございます。

芷煊さん、ようこそ。エロア君、小島邸ホームステイも

あと少しですね。

●八木泰典会員

長谷川さん、卓話ありがとうございました。

●大橋秀樹会員

10年ぶりに歌舞伎町を徘徊したら、相変わらず、いかがわしい店ばかりでした。

●菅野秀光会員

長谷川さん、卓話ありがとうございました。

●井上 亮会員

長谷川さん、お久しぶりです。

先週土・日、金沢へ法事で行って来ました。

能登地震の影響で金沢の観光客が激減だそうです。

●小島比ろ子会員

長谷川さん、ようこそ。エロアと大谷観音に行って来ました。楽しかったです。

●小林達郎会員

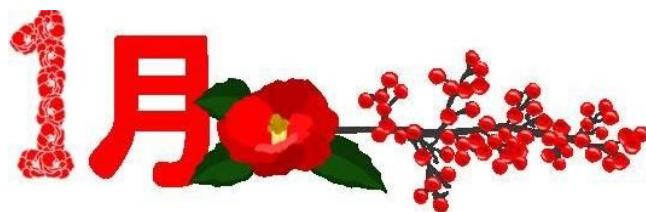
長谷川さん、卓話ありがとう。

●村上 覚会員

皆様、ありがとうございます。

本日の合計	¥11,000
今年の合計	¥242,000

[閉会点鐘]



例会の出席は、ロータリアンに課せられた最低の責任です。欠席の連絡は、必ずお願い致します。

クラブ事務所 TEL&Fax 0480-44-0056

公共イメージ委員会